

④ 中途退職者の年末調整

Q : 中途退職するパートタイマーで、年内は職に就かないというものがいます。この者については退職時に年末調整をしてもいいのでしょうか？

A : 一定の要件を満たしている場合には、退職時に年末調整を行うことができます。

【解説】

年末調整は、原則として年末まで勤務している人を対象にしますので、中途退職者については年末調整を行わず、再就職先で年末調整を行うか、あるいは本人が確定申告をして税額を精算することになります。

しかし、12月中に支給期の到来する給与の支給を受けた後に退職する人やいわゆるパートタイマーが年の途中で退職する場合で、次のすべての要件を満たしているときは、給与支払者とその者の退職時に年末調整を行い、税額の精算をすることが認められています。

- ① 退職時に「扶養控除等申告書」を提出していること
- ② 本年中の給与の支給総額が103万円以下であること
- ③ その者が退職した後、再就職し、その再就職先から給与の支払を受けることがないと見込まれること

なお、年の途中で死亡により退職した人についても、その退職時に年末調整をすることになっています。

